

令和4年12月27日

京都府監査委員 兎 本 和 久
 同 北 岡 千はる
 同 森 敏 行
 同 橋 本 幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和3年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

①～⑤の実施方針に基づき、4項目について重点的に実施する。

① 合规性・正確性の確保

② 共通的課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視

③ 内部統制制度を踏まえた監査

④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行

⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

ア コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況

イ コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証（WEB開催のイベント、HPの改良等）

ウ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況

エ 公用携帯電話の有効活用

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和4年度監査計画に基づ

監 査 委 員

4 年監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和4年11月30日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

き、令和 4 年 9 月から令和 4 年11月にかけて、次のとおり実施した。(既報告分を除く。)

- ・ 知事部局30箇所、教育委員会 4 箇所、警察本部 2 箇所の計36箇所及び工事の執行 3 箇所
- ・ 財政的援助団体等監査について、補助団体 1 箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和 4 年 10 月から令和 4 年11月）を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和 4 年10月31日から令和 4 年11月30日までの監査委員会議において、指摘事項 3 件及び要望事項 2 件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項
収入関係 2 件（収入年度区分誤り、納入通知書兼相殺通知書を仰裁せず発行）
支出関係 1 件（特殊勤務手当の誤支給）
- ・ 要望事項
自動車税等に係る領収確認書の送付廃止
個人事業税納付書の送付方法の見直し

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望等を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 制度所管課に対し制度又はその運用等の改善を求める事項
- ③ 事務の執行について改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	過年度補助金返還金の収入年度を誤っていたもの	文教課
	納入通知書兼相殺通知書を仰裁せず発行していたもの	府立綾部高等学校
支出	年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの	福知山児童相談所

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして 2 件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象機関
自動車税等に係る領収確認書の送付廃止	自動車税等の納付方法のうち口座振替の場合のみ、納税者に対し、領収確認書を送付しているが、行政手続のオンライン化が進む中、口座振替の場合のみ、領収確認書を送付する合理的な理由はなく、事務の効率化及び経済性の観点から、送付の廃止も含め見直しを検討されたい。	税務課
個人事業税納付書の送付方法の見直し	個人事業税納付書は納期ごとに 2 回に分け納税者宛てに送付しているが、第 1・2 期分の合封送付について、過去検討時と比べて府の財政見通しが非常に厳しい情勢であることや、デジタル化の推進等に伴い税を取り巻く環境も変化していることから、他府県の状況等も参考に、次期システム更新時には、事務の効率化、経済性の観点から送付方法の見直しを検討されたい。	税務課

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日	
農業大学校	令和 4 年11月 8 日	令和 4 年10月24日	
農林水産技術センター(畜産センター)			
山城広域振興局	令和 4 年11月28日	令和 4 年10月28日・11月 1 日・2 日・10 日・17 日	
山城土地改良事務所			
山城北農業改良普及センター			
山城南農業改良普及センター			
乙訓保健所			令和 4 年11月16日
山城北保健所			令和 4 年10月24日・11月 1 日
山城南保健所			令和 4 年11月11日
乙訓土木事務所	令和 4 年11月16日・17日		
山城北土木事務所	令和 4 年11月 2 日・4 日		
山城南土木事務所	令和 4 年10月24日・25日		
南丹広域振興局	令和 4 年10月20日	令和 4 年 9 月 2 日・5 日・6 日	
南丹土地改良事務所			
南丹農業改良普及センター			
南丹保健所			令和 4 年 9 月 6 日

南丹土木事務所		令和4年9月2日・5日	
中丹広域振興局	令和4年11月21日	令和4年10月18日・19日・11月11日・15日	
中丹土地改良事務所			
中丹東農業改良普及センター			
中丹西農業改良普及センター			
中丹西保健所			令和4年10月21日
中丹東保健所			令和4年10月27日
中丹東土木事務所			令和4年10月27日・28日
中丹西土木事務所			令和4年11月14日・15日
丹後広域振興局			令和4年11月9日
丹後土地改良事務所			
丹後農業改良普及センター			
丹後保健所	令和4年10月4日		
丹後土木事務所	令和4年10月12日・13日		
府立農芸高等学校	令和4年11月8日	令和4年9月16日	
府立宮津天橋高等学校	令和4年11月8日	令和4年10月21日	
府立丹波支援学校	令和4年11月8日	令和4年10月20日	
宮津警察署	令和4年11月8日	令和4年10月25日	
府立清新高等学校		令和4年11月22日	
京丹後警察署		令和4年10月25日	
山城北土木事務所(京都宇治線(宇治橋)橋りょう耐震化対策推進工事)		令和4年11月4日	
中丹西土木事務所(国道173号平成30年発生土木災害復旧工事(7089)ほか)		令和4年11月15日	
丹後土木事務所(桃ヶ谷川通常砂防(防災安全)工事)		令和4年10月13日	
特定非営利活動法人地球デザインスクール		令和4年10月14日	
会計事務月例点検(本庁分)		令和4年10月26日	
		令和4年11月25日	